十一　医師の確保に関する次に掲げる事項
イ　第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針
ロ　厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標
ハ　厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標
ニ　ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

第三十条の四第十六項を同条第十八項とし、同条第十一項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第十六項」を「第十八項」に、「第二項第十四号」を「第二項第十七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十六項」を「第十八項」に、「第二項第十四号」を「第二項第十七号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十六項」を「第十八項」に、「第二項第十四号」を「第二項第十七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項第十四号」を「第二項第十七号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項第十二号及び第十三号」を「第二項第十四号及び第十五号」に、「同項第十四号」を「同項第十七号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

7　都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

第三十条の五中「第三十条の十四第一項」の下に「及び第三十条の十八の二第一項」を加える。

第三十条の六第一項中「に掲げる事項及び」を「及び第十一号に掲げる事項並びに」に、「同号」を「同項第六号及び第十一号」に、「居宅等医療等事項」を「特定事項」に改め、同項第一号中「第六号」の下に「及び第十一号」を加え、同条第二項中「居宅等医療等事項」を「特定事項」に改める。

第三十条の十第一項中「の推進」の下に「、医師の確保」を加える。

第三十条の十四第一項中「第三十条の十六第一項」の下に「及び第三十条の十八の二第三項」を、「協議の場（」の下に「第三十条の十八の二第一項及び第二項並びに」を加える。

第三十一条中「地域医療対策及び」を削り、「協議が調った事項」の下に「その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項」を加える。

第五章第五節を同章第六節とする。

第三十条の二十一第三項第一号中「医師が不足している地域」を「医師の確保を特に図るべき区域」に改める。

第三十条の二十三第一項中「、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるとともに」を削り、「医師の確保を図るため」を「医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施」に改め、「当該施策及び」を削り、同条第二項第一号中「医師が不足している地域」及び「当該地域」を「医師の確保を特に図るべき区域」に改め、同項第三号及び第四号中「医師が不足している地域」を「医師の確保を特に図るべき区域」に改め、同項第六号中「医師の確保を図るために必要な」を「医療計画において定める医師の確保に関する」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項

第三十条の二十三第三項中「医師が不足している地域」を「医師の確保を特に図るべき区域」に、「地域における医師の確保の状況」を「第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によって示される医師の数に関する情報」に改める。

第三十条の二十四中「の規定により定めた施策（以下「地域医療対策」という。）及び同項」を削り、「医師が不足している地域」を「医師の確保を特に図るべき区域」に改める。

第三十条の二十五第一項中「地域医療対策及び」を削り、同項第一号中「病院」を「第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院」に改め、「動向」の下に「、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因」を加える。

第三十条の二十七中「地域医療対策及び」を削り、「協議が調った事項」の下に「その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項」を加える。

第五章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二　都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

一　第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項
二　病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
三　複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
四　医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項
五　その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

2　関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3　都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

4　前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

第四十二条の二第一項第四号ロ中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改める。

第三条　医療法の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定をしたときは、認定証明書を交付するものとする。